

支 払 基 金
平成 2 8 年 3 月 4 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 8 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、下記のとおり特定器材マスターを公表しましたのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,302コード

- (1) 特定器材マスターに新規収載したコード（94コード）
- (2) 特定器材マスターから廃止したコード（71コード）

2 留意事項

- (1) 経過措置対象の特定保険医療材料の材料価格については、経過措置期間に応じた材料価格を設定しています。
- (2) 「項番 33：DPC適用区分」は、今回の公表で未対応となっております。
なお、「DPC適用区分」は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の告示に合わせて設定する予定です。

3 その他

診療報酬改定に伴うマスターの改定内容は、[「平成 2 8 年 基本マスターに関する変更情報」](#)をご確認願います。